

一般会計予算決算常任委員会 民生福祉分科会審査日程

日 時 令和6年9月5日（木）

委員会終了後

場 所 第2委員会室

日 時 令和6年9月9日（月）

午前9時から

場 所 第2委員会室

～審査内容～

議案第51号 令和5年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第61号 令和6年度山陽小野田市一般会計補正予算（第3回）について

1 議案第61号 補正予算（第3回）

審査番号① 福祉部

(1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

○ 3-2-2、3-2-4、3-2-8 子育て支援課

（歳入 15-1-1、15-2-2、16-2-2、22-1-2）

債務負担行為補正：児童福祉施設災害対策事業

地方債補正：こども家庭センター整備事業債、保育所施設整備事業債

(2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

審査番号② 福祉部

(1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

○ 3-3-1 社会福祉課（歳入 15-2-2）

(2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

2 議案第51号 決算認定

審査 番号	項 目 明示していないが、各課の歳入を含む	ページ	審査事業	担当部・課
①	3 款 2 項 11 目 4 款 1 項 1～2、7 目	238-239 242-249 256-259	14	健康増進課 子育て支援課 (3-2-11、4-1-1)

②	3 款 2 項 1～10、12 目 10 款 4 項 1 目 11 款 5 項 1 目	220-239 340-343 366-367	9 10 11 12 13	子育て支援課
③	3 款 1 項 1、2、6、9、10 目 3 項 1、2 目 4 項 1 目	202-211 214-217 218-221 240-243		障害福祉課 社会福祉課
④	3 款 1 項 1、3～5 目	202-205 212-215		高齢福祉課 福祉指導監査室 国保年金課
⑤	4 款 1 項 1、3～5 目 2 項 1～3 目	242-253 258-265	15	環境課
⑥	2 款 1 項 11 目 3 項 1 目	158-161 190-195		市民課 南支所 埴生支所 (市民窓口課)
⑦	2 款 1 項 5、12、13、20 目 7 款 1 項 3 目	146-149 160-163 166-169 292-295		生活安全課

保育士独自加配事業について

○事業概要

国の見直し後の配置基準を満たす職員を配置し、かつ、3歳未満児クラスへの加配を要件に、施設の定員規模に応じた保育士の加配を支援

○事業内容

【国の配置基準（R6.4.1～）】

4・5歳児	25：1	3歳児	15：1
1・2歳児	6：1	0歳児	3：1



3歳未満児クラスへの保育士加配

- ・負担割合：県1／2、市1／2
- ・補助上限額：施設の利用定員に応じ、加配に係る人件費等の経費を補助

利用定員	～30	31～70	71～110	111～150
補助上限額 (千円/年)	1,900	3,000	4,200	5,400

※算定は月単位とする。

※加配保育士の雇用形態は問わない。

令和6年11月以降の児童扶養手当の主な改正点について

① 第3子以降の児童に係る加算額の引上げ

第3子以降の加算額を第2子の加算額と同額に引き上げ。
第2子以降の加算額については、10,750円（全部支給の場合）とする。

令和6年10月分までの手当月額

	全部支給	一部支給	
第1子	45,500 円	45,490 円～10,740 円	
第2子加算額	10,750 円	10,740 円～ 5,380 円	
第3子以降加算額 (1人につき)	6,450 円	6,440 円～ 3,230 円	➡ 廃止



令和6年11月分からの手当月額

	全部支給	一部支給
第1子	45,500 円	45,490 円～10,740 円
第2子以降加算額 (1人につき)	10,750 円	10,740 円～ 5,380 円

② 受給資格者本人の全部支給及び一部支給に係る所得制限額の引上げ

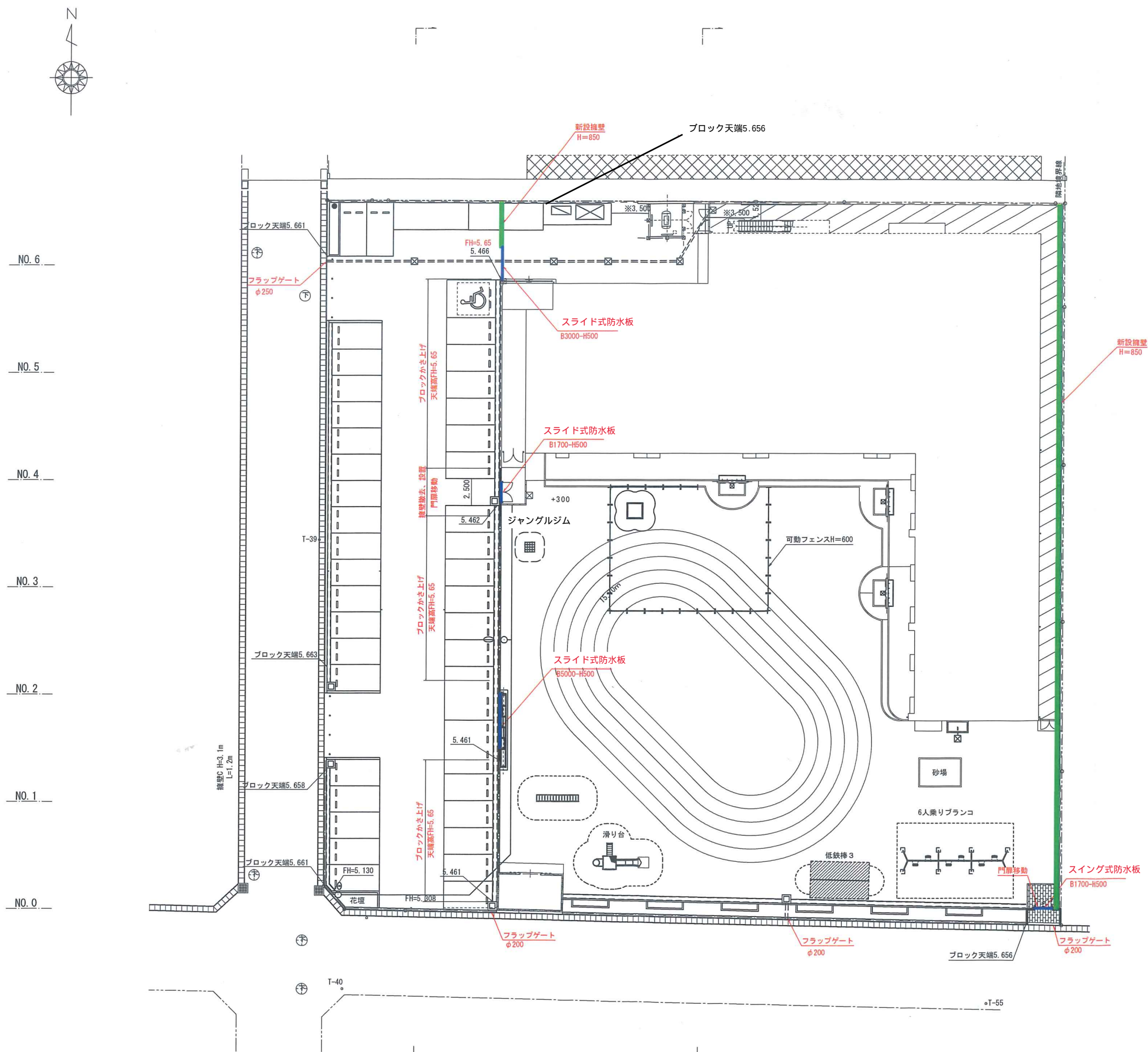
児童扶養手当の全部支給および一部支給の判定基準となる、受給資格者本人に対する所得制限額を下記のとおり引き上げ。

単位：円

扶養親族の 人数	全部支給となる所得限度額		一部支給となる所得限度額	
	R6.10 月分まで	R6.11 月分以降	R6.10 月分まで	R6.11 月分以降
0人	490,000	690,000	1,920,000	2,080,000
1人	870,000	1,070,000	2,300,000	2,460,000
2人	1,250,000	1,450,000	2,680,000	2,840,000
3人	1,630,000	1,830,000	3,060,000	3,220,000
4人	2,010,000	2,210,000	3,440,000	3,600,000
5人	2,390,000	2,590,000	3,820,000	3,980,000

改正法施行日 令和6年11月1日

令和6年11月分の児童扶養手当から適用（改正に伴う初回支給は、令和7年1月）



工事名	山陽地区保育所整備事業(外構設計業務委託)		
図面名	造成平面図		
作成年月日	令和 2 年 11月		
縮尺	1/200	図面番号	1
会社名	西京測量設計株式会社		
事業者名	山陽小野田市		

常設式 片開き

OP型

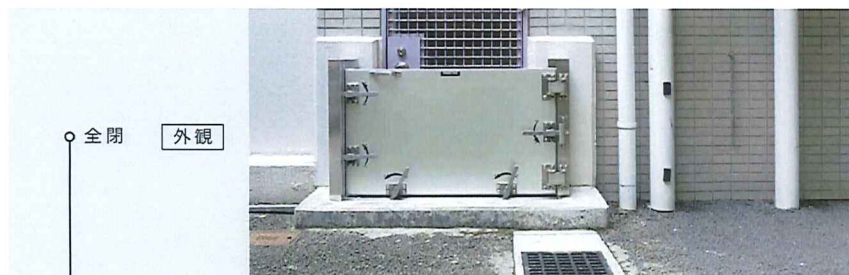
等級	Ws-6	Ws-5	Ws-4	Ws-3	Ws-2	Ws-1
漏水量 リットル換算	1L/ (h・m)以下	1L~4L/ (h・m)以下	4L~10L/ (h・m)以下	10L~20L/ (h・m)以下	20L~50L/ (h・m)以下	50L~200L/ (h・m)以下
浸水防止性能値	高 ← 低					

※JIS A 4716 漏水量による等級です。Ws等級は相当性能になります。

三方枠固定開き戸

設置に手間取らない開閉型、常設タイプの防水板。
緊急時のすばやい設置に対応し、防水性能にも優れています。

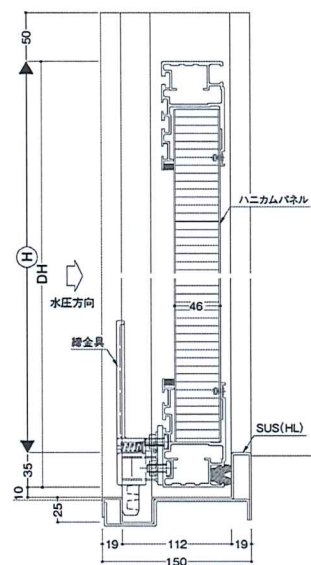
■設置例：集合住宅（外締り） コスモ横浜保土ヶ谷マンション（神奈川県横浜市）



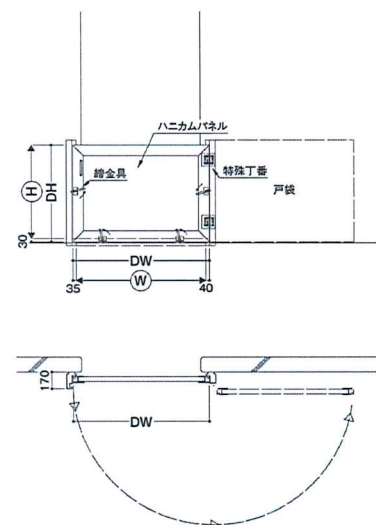
基本納まり図：OP型・46T／片開き（外締り）

単位mm

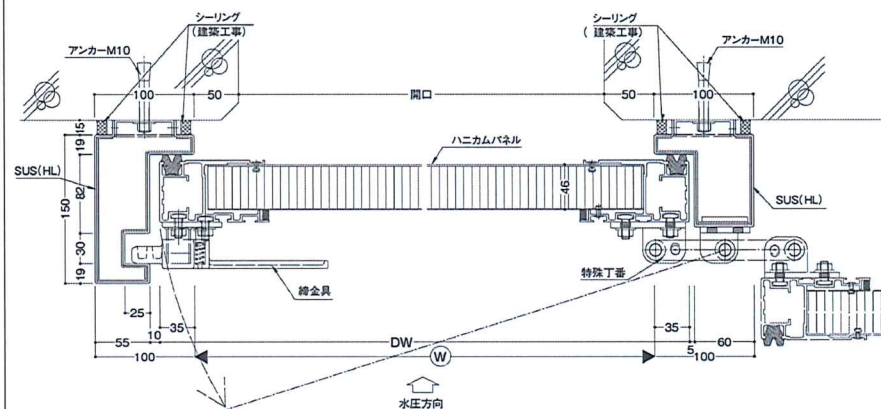
●縦断面図（外締り式）



●外観姿図（外締り式）



●横断面図（外締り式）



SL型

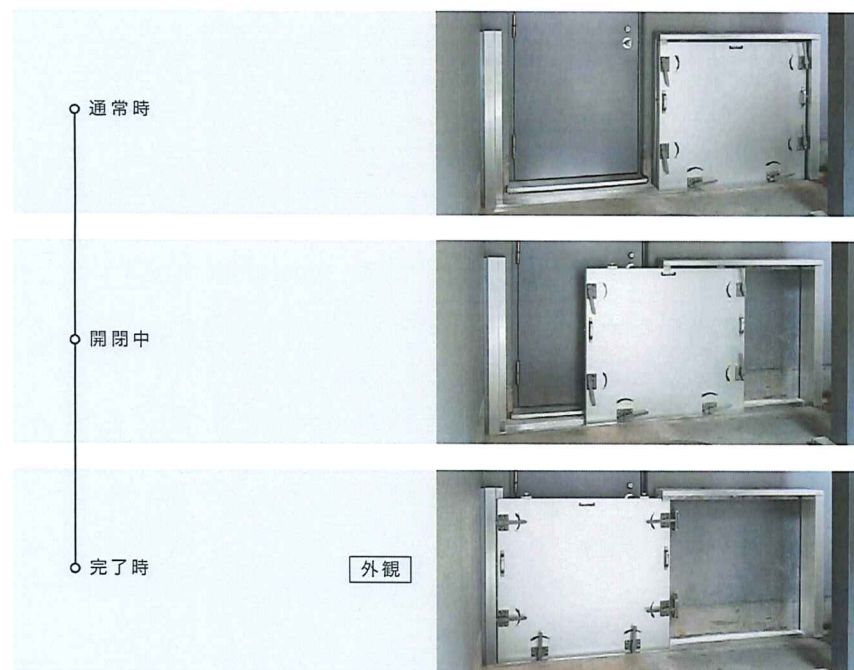
等級	Ws-6	Ws-5	Ws-4	Ws-3	Ws-2	Ws-1
漏水量 リットル換算	1L/ (h・m)以下	1L~4L/ (h・m)以下	4L~10L/ (h・m)以下	10L~20L/ (h・m)以下	20L~50L/ (h・m)以下	50L~200L/ (h・m)以下
漏水防止性能値	高					低

※JIS A 4716 漏水量による等級です。Ws等級は相当性能になります。

三方枠固定引戸 戸袋付き

短時間で設置可能な引戸型、常設タイプの防水板。
防水性能が高く、頻繁に災害が懸念される場合に適しています。

■設置例：公共施設（外締り） 成和（日経第8）ビル（神奈川県横浜市）



■引戸型



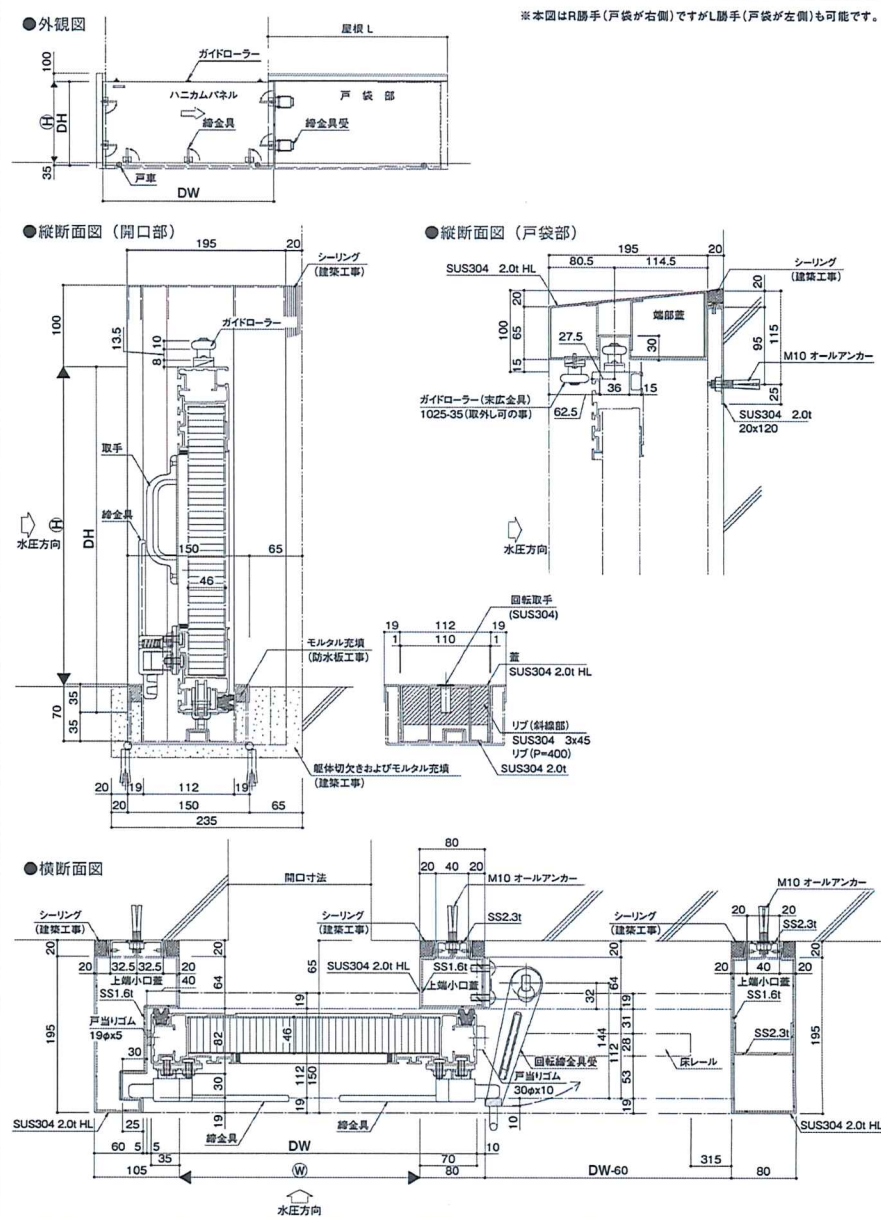
オフィスビル出入口



地下駐車場出入口 長崎県成人病センター（長崎県）

基本納まり図：SL型・46T／片引き（外締り）

単位mm



こども家庭センターの設置について

1 こども家庭センターとは？

こども家庭センターは、母子保健を担う「子育て世代包括支援センター」と児童福祉を担う「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも一体的に相談支援を行う機関であり、子育て家庭に対する相談支援を実現することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応することを目的としている。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年6月15日法律第66号）による改正後の児童福祉法及び母子保健法において、こども家庭センターの業務内容等を規定するとともに、こども家庭センターの設置についても市町村の努力義務と規定されている。

2 県内他市の設置状況

県内他市の設置状況は、13市中8市が設置済みであり、現在、未設置の市においても、令和7年度設置に向けて準備を進めている。

（設置済み市）

下関市、宇部市、山口市、防府市、光市、美祢市、周南市、岩国市

（未設置市）

長門市、柳井市、下松市（R7年度設置予定）萩市（未定）

3 本市のこども家庭センターの設置について

本市では、平成30年度に「子育て総合支援センター（スマイルキッズ）」を設置し、6つの事業（①家庭児童相談事業、②子育て世代包括支援センター事業（ココシエ）、③母子保健事業、④地域子育て支援拠点事業、⑤子育てコンシェルジュ事業、⑥ファミリーサポートセンター事業）を一体的に実施しており、設置から6年を経過した現在、多くの子育て世代に認知されている。

この強みを活かし、スマイルキッズ内に、「山陽小野田市こども家庭センター（仮称）」を設置し、機能を再編することで、子育て拠点としてより一層の充実・強化を図る。設置日は、令和7年4月1日とする。

4 こども家庭センター設置に向けての今後のスケジュール

- ・ 令和6年 9月 スマイルキッズ内改修工事等に係る予算要求（補正）
- ・ 〃 10月 スマイルキッズ内改修工事開始
- ・ 令和7年 3月 スマイルキッズ内改修工事完成
備品等納入、引っ越し作業
- ・ 〃 4月 こども家庭センター運営開始

こども家庭センターとは

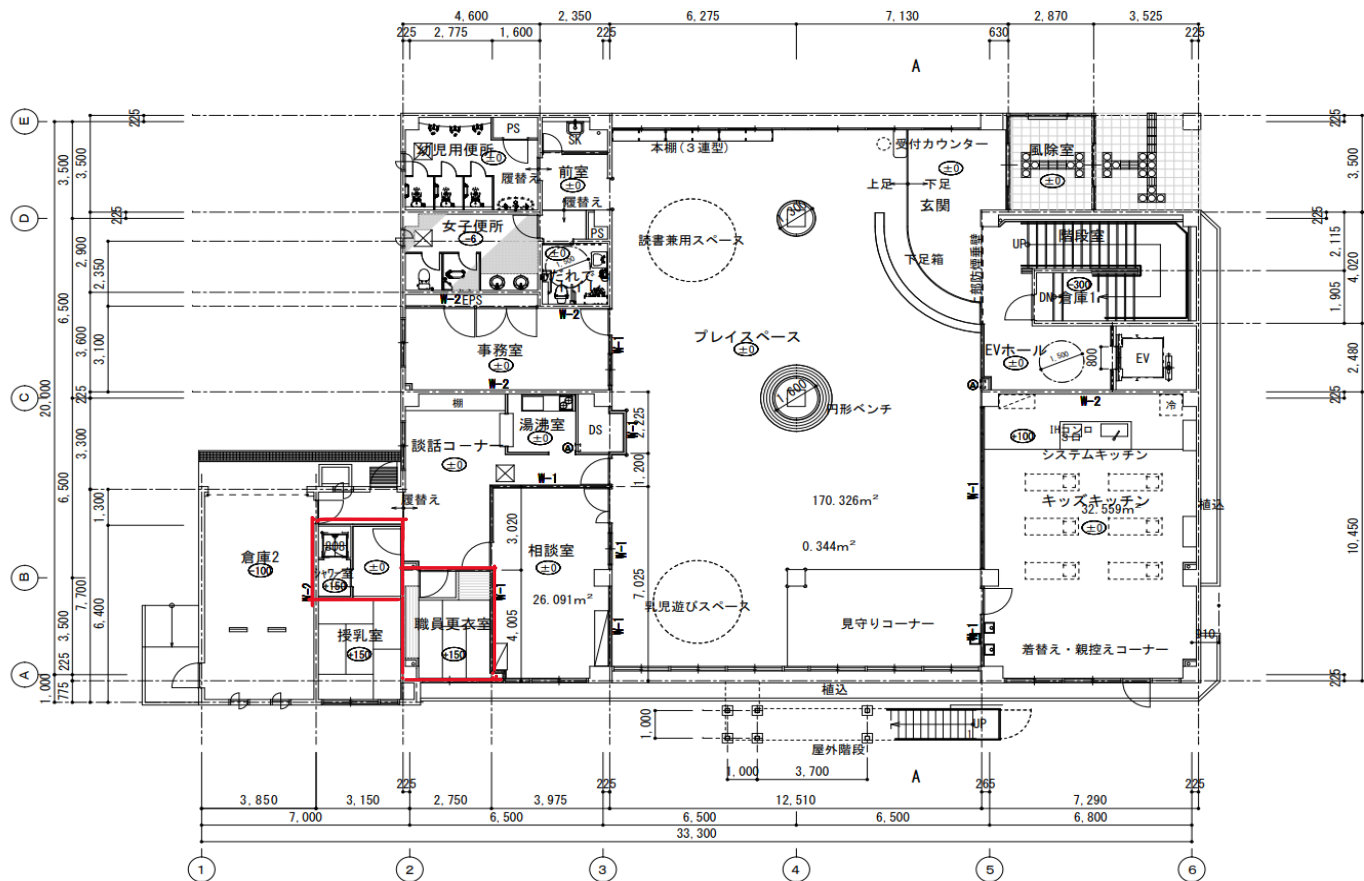
- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

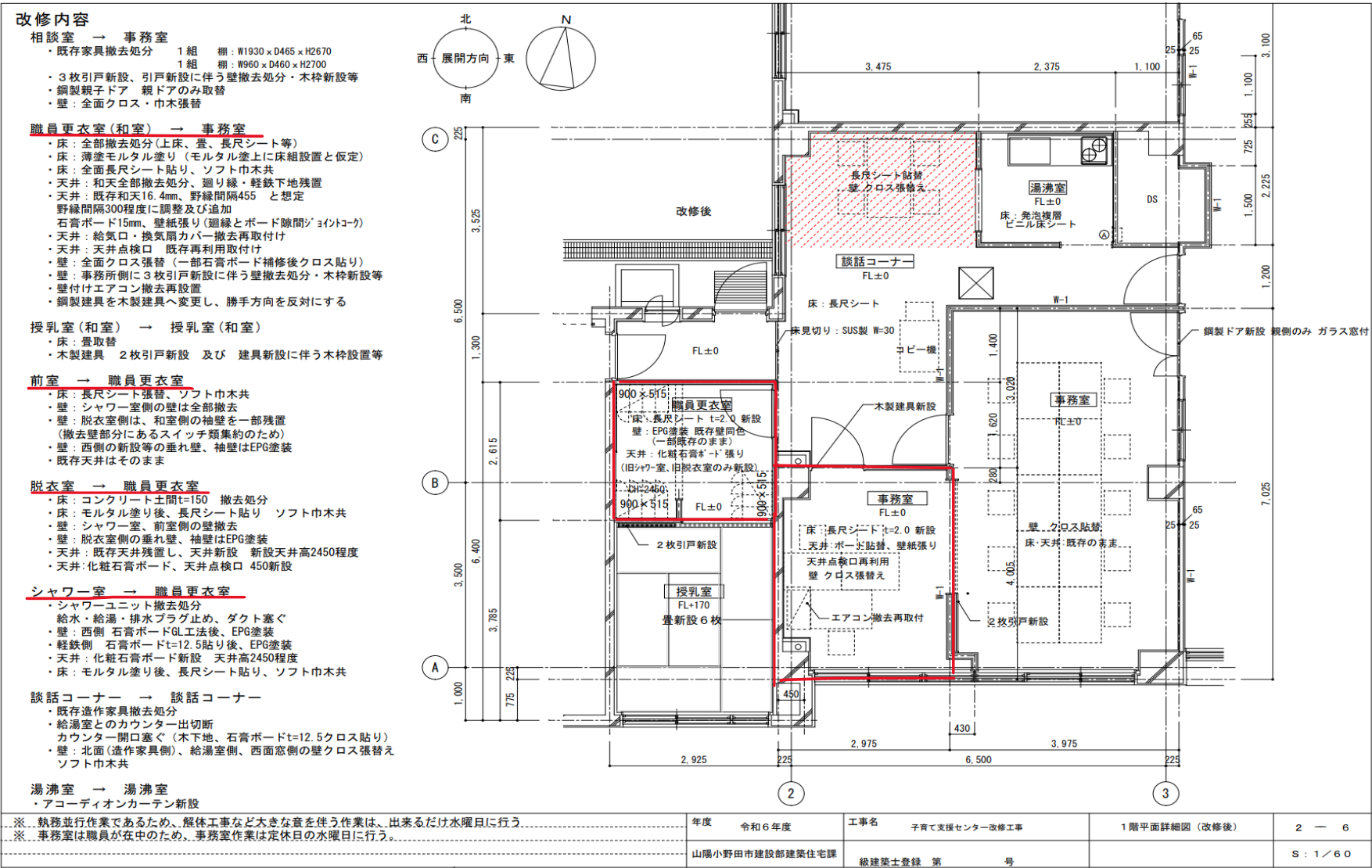
※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ





1階平面図（改修前）

	年度	令和6年度	工事名	子育て支援センター改修工事	1階平面図（改修前）	2 — 3
	山陽小野田市建設部建築住宅課		級建築士登録 第	号		S : 1 / 150



就労自立給付金について（生活保護法第55条の4第1項） 改正後(令和6年「」「」「」「」「」)

未定稿

1 事業の趣旨

- 生活保護から脱却すると、税・社会保険料等の負担が生じるため、こうした点を踏まえた上で、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止することが重要。
- このため、保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たこと等により保護廃止に至った時に就労自立給付金を支給。

2 制度概要

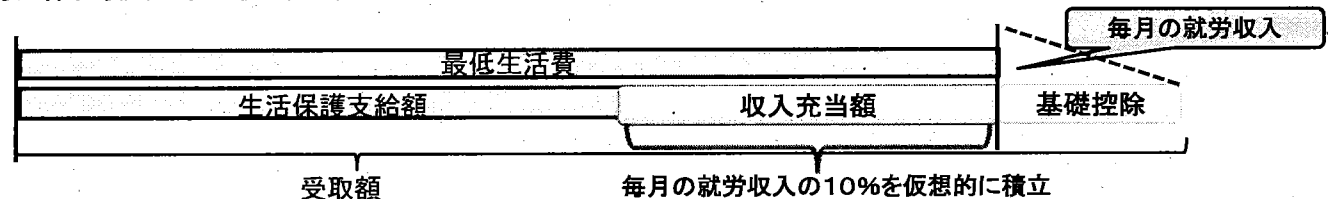
- 支給要件：安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認めたもの
- 支給時期：世帯を単位として保護廃止時に一括支給
- 再受給までの期間：原則3年間
- 算定方法：「基礎額（※1）」と「算定対象期間（※2）における就労収入額（※3）に10%を乗じて算定した額の合計額」の合計額又は上限額（※4）のいずれか低い額とする。
ただし、支給額の下限は単身世帯は2万円（複数世帯は3万円）とする。

（※1）基礎額：算定対象期間中、月数に応じた右表の額
（4万円（複数世帯は5万円）から月数に応じて月7,500円減額）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
単身世帯	40,000円	32,500円	25,000円	17,500円	10,000円	2,500円
複数世帯	50,000円	42,500円	35,000円	27,500円	20,000円	12,500円

（※2）算定対象期間：保護を必要としなくなったと認められた日が属する月から起算して全6ヶ月間

（※3）就労収入額：就労に伴う収入として収入充当した額



（※4）上限額：単身世帯10万円 複数世帯15万円

就労収入額120,000円で保護が必要となくなる場合（単身世帯）

【従前】令和6年9月30日まで

○保護が必要となくなるのに6月要する場合

	6か月前	5か月前	4か月前	3か月前	2か月前	1か月前	基礎額 (a)	
就労収入額	20,000円	20,000円	30,000円	40,000円	80,000円	120,000円	20,000円	
							積立額計(b)	総支給額(a)+(b)
積立額10%	2,000円	2,000円	3,000円	4,000円	8,000円	12,000円	31,000円	51,000円

○1月で保護が必要となくなる場合

	1か月前	基礎額	
就労収入額	120,000円	20,000円	
		積立額計	総支給額
積立額10%	12,000円	12,000円	32,000円

【見直し後】令和6年10月1日から

○保護が必要となくなるのに6月要する場合

	6か月前	5か月前	4か月前	3か月前	2か月前	1か月前	基礎額 (a)	
就労収入額	20,000円	20,000円	30,000円	40,000円	80,000円	120,000円	2,500円	
							積立額計(b)	総支給額(a)+(b)
積立額10%	2,000円	2,000円	3,000円	4,000円	8,000円	12,000円	31,000円	33,500円

○1月で保護が必要となくなる場合

	1か月前	基礎額 (a)	
就労収入額	120,000円	40,000円	
		積立額計(b)	総支給額(a)+(b)
積立額10%	12,000円	12,000円	52,000円